

2025 年 5 月 1 日

一般財団法人 りゅうぎん国際化振興財団 助成金募集要項

1. 目的

本財団は、沖縄県経済の国際化を促進するため、諸外国との人的・経済的交流に資する事業等の実施及び助成を行うことを通して、国際相互理解を図り、もって沖縄県の国際化に寄与することを目的とする。

2. 助成先

(1) 助成対象先

沖縄県内において国際化を推進するために、諸外国との人的・経済的交流に資する事業等を実施する法人・団体・個人とする。(2 年以上の事業実績を有していること)

(2) 助成対象事業

- ① 沖縄県経済の国際化促進を図るための事業への助成
(日常の人件費や交通費は、助成対象外とする)
- ② 沖縄県経済の国際化に対応するための研修生等の派遣及び受入れへの助成
- ③ 沖縄県内における地域社会の国際化促進事業への助成
- ④ 前各号の事業に関する啓蒙及び広報活動並びにこれら事業への助成
- ⑤ その他本財団の目的を達成するために必要な事業

3. 応募資格

沖縄県内に主たる活動拠点がある法人、団体（法人格の有無は問わない）および個人

4. 助成金額

- (1) 助成金総額は年間 550 万円
- (2) 1 団体あたり上限 50 万円

5. 提出書類 ※ (1) ～ (3) までは制定用紙を使用

- (1) 助成金支給申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 定款、会則、運営要綱等

- (5) 役員名簿
- (6) 昨年度の決算書
- (7) 過去2年間の活動実績がわかる資料

6. 応募期間

応募期間は、5月1日～6月30日（消印有効）とする。

7. 申請書の提出先

〒900-0034

沖縄県那覇市東町2番1号

株式会社琉球銀行 総合企画部 サステナビリティ推進室

一般財団法人りゅうぎん国際化振興財団 担当：富山

8. 選考の方法

理事会の審議により、助成先及び助成金額を決定する。

9. 助成金の給付

- (1) 8月上旬（予定）に銀行振込により給付する。
- (2) 助成対象事業を実施しない場合や助成金を申請した事業目的と異なる目的に使用した場合は、助成金を返還する。

10. 事業終了後の報告

助成対象事業終了後、事業終了報告書を提出する。

11. 問合せ先

〒900-0034

沖縄県那覇市東町2番1号

株式会社琉球銀行 総合企画部 サステナビリティ推進室

一般財団法人りゅうぎん国際化振興財団 担当：富山（とみやま） 電話：098-866-1212

以上